

資料5

「学校事故対応に関する指針」に関わる 課題と提案について

大阪教育大学 教授

学長補佐(学校安全担当)

学校安全推進センター長

藤 田 大 輔



事件・事故災害の発生直後から1週間の対応状況について (「学校事故対応に関する調査研究調査報告書(H27.2)」より)

初動対応に関わる質問内容(抜粋)	とても 思う	少し思う	あまり 思わない	まったく 思わない	計
当該の事件・事故災害は、事前に兆候(ヒヤリハットを含む)と考えられるような状況が観察されましたか。	28 (6.6)	50 (11.7)	101 (23.7)	248 (58.1)	427
当該の事件・事故災害発生直後、被害者の遺族・家族への対応は適切に行えましたか。	368 (82.7)	68 (15.3)	7 (1.6)	2 (0.4)	445
当該の事件・事故災害発生直後、教職員による応急対応(救急救命活動)は適切に行えましたか。	348 (80.6)	50 (11.6)	16 (3.7)	18 (4.2)	432
救急車の出動要請は適切に行えましたか。	380 (88.2)	23 (5.3)	4 (0.9)	24 (5.6)	431
事件・事故対策本部を設置する等、学校として組織的に適切な対応をとることができましたか。	313 (74.7)	80 (19.1)	19 (4.5)	7 (1.7)	419

[各セルの上段に回答件数、下段に(%)を表記]



「学校事故対応に関する指針」(抜粋)

文部科学省初等中等教育局長通知(平成28年3月31日)

1 事故発生の未然防止のための取組

- (1) 教職員の研修の充実を図る。
児童生徒等の安全教育の充実を図る。
必要なマニュアルの見直し及び整備を図る。
文部科学省ポータルサイト「文部科学省×安全教育」や日本スポーツ振興センターの「学校事故事例検索データベース」等を活用し、事故事例の収集を行う。
ヒヤリハット事例について教職員間で共有し、事故の未然防止に努める。
- (2) 緊急対応のための役割分担表の作成等、体制整備を図る。
事故発生時に管理職が不在の場合や、学校外での活動の際の対応や休日における連絡体制等についても整備する。
- (3) 地域学校安全委員会等の機会を通じて家庭、地域、関係機関等との連携を図る。



2 事故発生後の取組

(1) 事故発生直後の取組

- ア 児童生徒等の生命と健康を優先し、**応急手当を実施**する。
被害児童生徒等の保護者へ、**第一報を可能な限り速やかに実施**する。
- イ 学校は、死亡事故及び治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う場合等重篤な事故の場合は、**学校の設置者等に報告**を行う。
- ウ 死亡事故については国に報告を行う。

(2) 基本調査

- ア 基本調査は、**被害児童生徒等の保護者の意向**も踏まえ、学校の設置者が必要と判断した事故について、学校の設置者等の指導・助言の下、**学校が実施**する。
学校の求めに応じて学校の設置者等は**人的支援**を行うように努める。
原則として**3日以内**を目途に、関係する全教職員からの聴き取り調査を行うとともに、事故現場に居合わせた児童生徒等の聴き取り調査を行う。
- イ 基本調査の経過及び整理した情報について、最初の説明は、調査着手からできるだけ**1週間以内**を目安に行うこと。
- ウ 詳細調査への移行の判断は、**被害児童生徒等の保護者の意向**に十分配慮した上で学校の設置者が行うこと。



(3) 詳細調査

ア 学校の設置者が行う。

詳細調査の経過については、適宜適切に被害児童生徒等の保護者に情報提供すること。

イ 詳細調査の報告書については学校の設置者等が公表する。その際に、調査委員会又は学校の設置者は被害児童生徒等の保護者に調査結果の説明を行うこと。

ウ 調査結果の報告については国にも提出すること。

(4) 再発防止策

学校、学校の設置者等は報告書の提言を受け、同地域の学校や教職員間等で報告書の内容について共通理解を図ること。

国においては、提出された報告書を基に情報を蓄積し、教訓とすべき点を整理した上で、学校、学校の設置者及び都道府県担当課に周知するので、類似の事故の発生防止に役立てること。

4 被害児童生徒等の保護者への支援

被害児童生徒等の保護者への対応において、学校の窓口を一本化する。

学校の設置者等は、必要と認められる場合、中立の立場で現場対応を支援するコーディネーターを派遣する。



「学校事故対応の指針」に関わる提案

1) 事故・災害の教訓を共有し、危機管理マニュアルを見直し、

「まさかうちの学校では…(ヒト事)」から「もしかしたらうちの学校でも…(ワガ事)」への教職員・児童生徒・家庭・地域の主体的な参加による意識改革(共感)と実践(協働)による「学校安全活動(チーム学校)」の充実・推進が必要である。

⇒教員養成カリキュラムにおける「学校事故対応に関する指針」の活用を普及する。

⇒中堅教員対象の学校安全主任や安全担当主幹教諭等の専門的な研修を充実する。

⇒地域学校安全委員会などの組織活動の在り方を検討する。

2) 学校の管理下における事故・災害の発生により、被害を受けた児童生徒に対する「道義的な責任」への理解を推進する。

⇒管理職対象の学校事故対応に関わる研修を充実する。

3) 事故・災害の発生後は速やかに学校の設置者へ連絡し、事業継続計画(BCP)の視点から、支援スタッフ(学校安全主任・安全担当主幹教諭などの経験を有する指導主事、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等)の派遣を要請する必要がある。

⇒事件後に、当該校で被害児童生徒及びその保護者や家族に寄り添う体制を構築するための人的補充の支援が必要である。(「ソーシャルサポート」への配慮)

※「ソーシャルサポート」とは、「家族や友人や隣人などのように、個人の周囲に存在する人々から得られる有形・無形の支援や援助をいう。」

